

避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が80年以上であること、地域社会等との顕著な関わり合い、原発事故に伴う介護サービス休止や親族の避難により被相続人が帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額250万円から250万円増額した500万円の賠償が認められたほか、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月6割から10割に漸増）、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額3万円）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が令和3年9月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）に対する和解金として金1137万7000円の支払い義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年2月22日

(仲介委員 永山 在浩)

別紙

令和〇年（東）第〇号

損害項目	期 間	金 額
被相続人の日常生活阻害慰謝料増額分（中間指針第五次追補第2の4 I）①《要介護》、②《障害》及び⑥《持病》）	H23. 3. 11～ H30. 3. 31	5, 487, 000
被相続人の日常生活阻害慰謝料増額分（中間指針第五次追補第2の4 I）⑧《家族別離》）	H29. 3. 1～ H30. 3. 31	390, 000
被相続人の過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）		300, 000
被相続人の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）		5, 000, 000
被相続人の自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）		200, 000
合計		11, 377, 000